法第12条第1項の認定の類型	取消事由
施行規則第6条第1項第7号から第14号及び第16項第7号から第10号以外の事由に係るもの	施行規則第9条第1項各号のいずれかに該当すること
施行規則第6条第1項第7号の事由に係るもの	施行規則第9条第2項各号のいずれかに該当すること
施行規則第6条第1項第8号の事由に係るもの	施行規則第9条第3項各号のいずれかに該当すること
施行規則第6条第16項第7号の事由に係るもの	施行規則第9条第14項各号のいずれかに該当すること
施行規則第6条第16項第8号の事由に係るもの	施行規則第9条第15項各号のいずれかに該当すること

④　次の表の左欄の事由に係る法第12条第1項の認定を受けた申請者は、贈与税申告期限（相続税申告期限）（贈与税申告期限（相続税申告期限）が、同一の者が受けた第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は第二種経営承継相続に係る相続税申告期限の後に到来するときは、当該第二種経営承継贈与に係る贈与税申告期限又は当該第二種経営承継相続に係る相続税申告期限（これらの期限が二以上あるときは当該期限のうち最も早いもの））から5年間、当該贈与税申告期限（当該相続税申告期限）の翌日から起算して1年を経過するごとの日の翌日から3月を経過する日までに、それぞれ右欄に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない（当該規定が第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特例贈与（相続）認定中小企業者又は第二種特例贈与（相続）認定中小企業者について準用される場合を含む）。

法第12条第1項の認定の類型	報告事項
施行規則第6条第1項第7号の事由に係るもの	施行規則第12条第1項各号に掲げる事項
施行規則第6条第1項第8号の事由に係るもの	施行規則第12条第3項各号に掲げる事項

（記載要領）

①　申請者が個人である場合には、記名欄には住所及び氏名を記載する。

②　申請の種別中「施行規則第7条第1項の規定による申請（金融支援）」又は「施行規則第7条第1項の規定による申請（特例株式会社）」を選択した場合は「認定をした□贈与者　□被相続人　の氏名」欄及び「認定をした　□受贈者　□相続人　の氏名」欄は記入しない。

様式第12

随時報告書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

郵便番号
会社所在地
会　社　名
電話番号
代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第12条第5項の表の各号（第7項の表の各号）の規定（当該規定が準用される場合を含む。）により、下記の事項を報告します。

記

報告者の種別と認定年月日等について

報告者の種別	□第一種特別贈与認定中小企業者　□第二種特別贈与認定中小企業者 □第一種特別相続認定中小企業者　□第二種特別相続認定中小企業者 □第一種特例贈与認定中小企業者　□第二種特例贈与認定中小企業者 □第一種特例相続認定中小企業者　□第二種特例相続認定中小企業者	
報告者に係る認定の認定年月日等	認定年月日及び番号	年　月　日（　号）
	認定申請基準日	年　月　日
	随時報告基準日	年　月　日
	随時報告基準期間	年　月　日から　年　月　日
	随時報告基準事業年度	年　月　日から　年　月　日
該当する事由	施行規則第9条第　項　号の規定による随時報告	